

こんにちは、 日本共産党井上けんじです

日本共産党南地区委員会 ☎ 353-6311 自宅 ☎ (F兼) 691-3323 (携帯) 090-7880-9442
 日本共産党京都市会議員団 ☎ 222-3728 FAX 211-2130
 市会議員団ホームページ <http://cpgkyoto.jp/> E-mail info@cpgkyoto.jp 2022年7月10日



市長は、法律と命令に従え

労働委員会

自・公・民・維なども市長の対応を追認

Ⅱ 学童保育不当労働行為事件 Ⅱ

6月1日、京都府地方労働委員会が、京都市長に對し、「団体交渉に應じるべき」と命令をいたしました。しかし市長は、この命令を不服とし、命令の撤回を求めて裁判に訴えたいとの意向。その為には議会の同意が必要で、その採決は20日。日本共産党は、「命令に従

い、潔く団体交渉に應じるべき」との立場から、この市長の訴え提案には同意せず。一方、自・公・民・維など他党は市長の意向に賛成。多数決での同意となり、早速、市長は裁判所に訴えました。労働委員会という公的な命令に背き、無反省と居直りという恥ずべき対応に終始しています。

※ ※

▼労働委員会は、各都道府県と国に設置され、労働者と使用者間の紛争の仲裁や調停などの仕事をします。

▼不当労働行為とは、① 団交拒否、② 組合への差別行為、③ 組合員に加入しないことを採用の条件とすること、つまり使用者として、してはならない行為のことです。

▼通常、不当労働行為があった場合、その是正・救済を求め、組合

側が労働委員会に申し立てます。

※ ※

市は学童保育・児童館の運営を、様々な団体に委託していますが、職員の人件費や運営費は全て市からの委託費で、事実上、市長が雇用主と言いつく関係です。この分野で働く労働者の組合が、市に団体交渉を申し、市がこれを拒否した為、組合が、これを不当労働行為として、労働委員会に申立ていたものです。

同委員会は、諸委託先のうち、「管理委員会」という団体は使用者としてのテイをなしておらず、市長が実質的な使用者であり、従って団交に應じないのは不当労働行為にあたる、市長は団交に應じよ、この命令を発するに至った、との経過です。

※ ※

勿論、裁判でも、不服があるときは次の裁

判所に訴えることは可能です。しかし井上議員は、次の二点が問題だと感じています。

※ ※

① 市立施設が民営化され、人件費や運営費の削減、公的責任が縮小されつつある世の中の流れにあって、今回の命令を謙虚に受け止め、反省の機会とすべき。
 ② 法律では、市が裁判に訴えたとしても「救済命令の効力を停止せず」と書かれています。つまり、市が訴えたとしても、「団交に應じよ」との労働委員会の命令は有効だということとです。今も団交に應じない市の態度は、理由がなく、命令違反・法律違反と言うべきで

大企業への優遇減税の是正で市も税收増

々です。

「財政危機」と言っ
 て市民にしわ寄せしな
 がら、その「危機」の
 要因である国の税財政
 の仕組みを問題視しな
 い市長の姿勢を、井上
 議員が、この間、批判
 してきました。株で得
 た利益の市民税率が低
 いこと、高額所得者の
 市民税率が低いこと等

6月20日の議会では、
 更に、国の、特に大企
 業への法人税減税策が、
 京都市を含む各地方自
 治体の法人市民税の減
 収に連動していること
 を明らかにし、国の大
 企業優遇税制をもっと
 批判し、適正な課税を
 求めよと追及しました。

暑さに負けず、 平和行進

7月2日、核兵器をなくそうと、毎年恒例の平和行進。酷暑に負けず、元気一杯、吉祥院から近鉄東寺駅まで、九条通りを歩きました。



す(左上写真は労働組合の集会)。